

令和5年度支部別収支(暫定版)

資料3

(単位:百万円)

		富山支部	(参考) 令和4年度
収入	保険料収入	98,920	98,520
	一般分	98,906	98,506
	その他の収入	144	157
	債権回収以外	79	58
	債権回収	65	99
計		99,064	98,678
支出	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)	52,093	52,032
	医療給付費(国庫補助を除く)(A)-(B)	51,726	51,507
	医療給付費(A)	51,726	51,507
	災害特例分(B)	-	-
	令和2年度の協会手当分(B1)	-	-
	波及増分(B2)	-	-
	年齢調整額	▲ 754	▲ 721
	所得調整額	1,122	1,246
	現金給付費等(国庫補助等を除く)	5,202	5,316
	前期高齢者納付金等(国庫補助を除く)	35,267	34,493
	業務経費(国庫補助を除く)	1,733	1,511
	一般管理費(国庫負担を除く)	418	787
	その他支出	484	390
	令和3年度の収支差の精算	▲ 464	237
	令和3年度のインセンティブ	102	▲ 530
加算額	102	71	
減算額	0	▲ 601	
計	94,834	94,236	
収支差	計	4,230	4,441
	全国平均分	4,681	4,409
	地域差分	▲ 451	33

※ 端数処理の関係で百万円単位での合計額、差額が合わない場合がある。

- (注) 1. 債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
2. 年齢調整額、所得調整額のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和5年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う令和3年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。
5. 「令和3年度の収支差の精算」は、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
6. 「インセンティブ」は、令和3年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号口及び二並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。
7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わらう。

【富山支部収支差の影響】

- 富山支部の収支差(地域差分)は451百万円のマイナス。収支差(地域差分)がマイナスの場合、令和7年度の支出にその分が加算される(保険料率が上がる方向に反映される)。
- 上記の収支差(地域差分)について、総報酬額(令和5年度実績)を用いて保険料率を換算した場合、0.04%相当(参考値)となる。(収支差451百万円 ÷ 総報酬額(令和5年度実績)1,033,502百万円)
- ただし、令和7年度の保険料率算定時には、令和7年度の総報酬額の見込値を使用するため、実際の値とは異なる場合がある。